

# STOP!

## 傘さし運転&運転中の携帯電話

以下のような運転には、罰金が課せられています。  
安全のためにも、危険な運転はやめましょう。

### ■手放し、傘さし運転

#### ○運転者の遵守事項違反

法71条 規則11条・・・5万円以下の罰金

傘をさし、物を手に持つ等、運転の視野をさまたげ、または安定を失うおそれのある方法で自転車、バイク等を運転してはいけません。

(運転中の携帯電話の利用もこちらにあたります)

---

### ■二台横に並んで走っていたら

#### ○並進の禁止

法19条・・・2万円以下の罰金または科料

自転車は2台、3台と横に並んで通行してはいけません。他車の通行をさまたげたり、交通事故に遭うおそれがあります。道路の左端を縦に一列で通らしましょう。

ただし、標識等で認められたところは並んで走ることができます。

---

### ■二人乗り

#### ○乗車人員制限違反

法57条第2項 規則9条・・・2万円以下の罰金または科料

この場合、16歳以上の者が、安全な乗車装置に6歳未満の幼児1人を乗せているとき、また4歳未満の幼児をひも等で背負っているときは、かまいませんが、バランスを失うおそれがあるので注意しましょう。

---

### ■夜の無灯火運転（ライトをつけない）

#### ○夜間の無灯火

第52条 令18条 規則8条・・・5万円以下の罰金

車両等は（自転車も含む）夜間道路で前照灯、尾灯などの灯火をつけなければいけません。

---

### ■自転車の飲酒運転（酒酔い）

#### ○飲酒運転の禁止

法65条第1項・・・5年以下の懲役または100万円以下の罰金（酒酔い）

誰でも酒気を帯びて車両等（自転車を含む）を運転してはいけません。

---

### ■乗車用ヘルメットに関する規定

#### ○幼児のヘルメット着用（道路交通法第63条の10）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

傘さし運転は禁止されています。カッパ等の雨具をお持ちでない場合、雨の日のレンタサイクルの貸し出しはお断りさせていただいておりますのでご了承ください。

(公財) 前橋観光コンベンション協会